

## 人事異動及び人事記録に関する規程

平成12年 4月1日訓令第4号  
改正 平成17年10月1日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県丹南広域組合職員(以下「職員」という。)の人事異動および人事記録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事異動及び人事記録)

第2条 職員の人事異動及び人事記録に関しては人事異動及び人事記録に関する規程(平成17年越前市訓令第13号)の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第3号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。